

議案第100号

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

令和6年9月3日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（令和4年前橋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中7の項を8の項とし、6の項の次に次の1項を加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるもの）の情報の管理に関する事務であって市規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
---------	--

別表第2の2の項中

「生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの」を

「生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの  
住登外者宛名番号管理機能による住登外

に改め、同表の3の項中

者に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの

を

外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の4の項中

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

を

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の5の項中

介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの

を

介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の7の項中

「、保険料の徴収」を削り、

「 子ども医療費の助成に関する情報であつて市規則で定めるもの

を

「 子ども医療費の助成に関する情報であつて市規則で定めるもの  
住登外者宛名関係情報であつて市規則で定めるもの

に改め、同表の 9 の項中

「 外国人生活保護関係情報であつて市規則で定めるもの

を

「 外国人生活保護関係情報であつて市規則で定めるもの  
住登外者宛名関係情報であつて市規則で定めるもの

に改め、同表の 1 1 の項中

「 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて市規則で定めるもの

を

「 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて市規則で定めるもの  
住登外者宛名関係情報であつて市規則で定めるもの

に改め、同表の 1 2 の項中

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって市規則で定めるもの

を

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の13の項中

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

「ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの

を

「ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の15の項中

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

に改め、同表の18の項中

住登外者宛名関係情報であって市規則で

定めるもの

り災証明書関係情報であって市規則で定めるもの

を

り災証明書関係情報であって市規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の19の項中

「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削り、

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療支給関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

を

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療支給関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表の20の項中

障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの

を

障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

25	市長	児童手当法による児童	住登外者宛名関係情報であって市規則で
----	----	------------	--------------------

	手当の支給に関する事 務であって市規則で定 めるもの	定めるもの
--	----------------------------------	-------

別表第3の3の項中

「

地方税関係情報であって市 規則で定めるもの
--------------------------

」を

「

地方税関係情報であって市 規則で定めるもの
住登外者宛名関係情報であ って市規則で定めるもの

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月9日から施行する。